

平成30年 第15回

江戸川区教育委員会定例会会議録

日 時：平成30年8月14日（火）午後2時

場 所：教育委員会室

教育長	齊 藤 猛
教育長職務代理者	石 井 正 治
委員	古 卷 勲
委員	上 野 操
委員	松 原 秀 成

事務局	教育推進課長事務取扱	
	教育委員会事務局参事	柴 田 靖 弘
	学校配置計画課長	川 勝 賢 治
	学務課長	植 田 光 威
	指導室長兼教育研究所長	市 川 茂
	学校施設担当課長	石 塚 修
	統括指導主事	松 塚 智加子

書 記	教育委員会事務局	
	教育推進課庶務係長	岡 田 隆 史
	同 主査	志 村 一 彦

<p>斉藤教育長</p>	<p>開会時刻 午後２時</p> <p>ただいまから、平成３０年第１５回教育委員会定例会を開催します。 本日は、８名の方から傍聴の申し出がありましたが、許可してよろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>教育長</p>	<p>それでは、傍聴人の入室を許可します。</p> <p>〔傍聴人入室〕</p>
<p>教育長</p>	<p>日程第１、署名委員を決定します。古巻委員と上野委員にお願いします。 続いて、日程第２、議案の審議に参ります。 はじめに、陳情第２号「２０１８年度中学校道徳教科書採択に関する陳情」について審議いたします。初めて付議されるものですので、事務局に陳情文の朗読をお願いします。</p>
<p>柴田教育推進 課長事務取扱 教育委員会 事務局参事</p>	<p>陳情書の内容を読み上げさせていただきます。 陳情書、２０１８年度中学校道徳教科書採択に関する陳情。 平成２７年３月２７日の文科省の通知で、『「道徳」を「特別の教科である道徳」と改正したこと。』に対して書かれた、前文の一部を、そのまま読み上げます。 『今回の改正は、平成２６年１０月の中央教育審議会答申「道徳に係る教育課程の改善等について」を受け、道徳教育の改善・充実を図るため、道徳の時間を教育課程上、特別の教科である道徳として新たに位置付けるとともに、いじめの問題への対応の充実や発達の段階をより一層踏まえた体系的なものとする観点からの内容の改善、問題解決的な学習を取り入れるなどの指導方法の工夫を図ることなどを示したものです。このことにより、「特定の価値観を押しついたり、主体性をもたず言われるままに行動するよう指導したりすることは、道徳教育が目指す方向の対極にあるものと言わなければならない」、「多様な価値観の、時に対立がある場合を含めて、誠実にそれらの価値に向き合い、道徳としての問題を考え続ける姿勢こそ道徳教育で養うべき基本的資質である」との中央教育審議会答申を踏まえ、発達の段階に応じ、答えが一つではない課題を一人一人の児童生徒が道徳的な問題と捉え向き合う「考える道徳」、「議論する道徳」へと転換を図るものです。』</p>

	<p>下線部の意図を十分踏まえて、中学校道徳教科書採択にあたっていただきたく、下記、要請致します。</p> <p>記。</p> <p>1. 選定資料検討委員会・学校からの意見及び区民の意見は、必ず、目を通し、十分に検討し配慮すること。また、教育委員会の採択の場でもその経過を明らかに示すこと。</p> <p>2. 教育委員一人ひとりが明確に意思表示した上で、採択をおこなうこと。</p> <p>3. 採択の委員会は傍聴席が十分確保できる広い会場で行うこと。会場に入ることの出来なかった人のために映像中継等の工夫をすること。</p> <p>記書き4が抜けまして5です。「考える道徳」「議論する道徳」の教材としてふさわしい教科書を採択すること。</p> <p>6. 特定の価値観を押しついたり、主体性をもたずに言われるままに行動するような指導に結びつく可能性があるもの、特に22の内容項目に対する、数値的段階評価による「自己評価」を記載した教科書は採択しないこと。</p> <p>2018年7月20日。江戸川区教育委員会、教育長。江戸川の教育を考える区民の会代表からでございます。</p> <p>署名として4, 824筆を添付いただいております。</p> <p>以上でございます。</p>
教 育 長	<p>それでは、ただいまの陳情について審議に入ります。ご意見や質問などありましたら、お願いします。</p>
上 野 委 員	<p>3月に同様の陳情書が出されたわけですが、それは4月の教育委員会で結論を出すということだと思います。今回の陳情と前回の陳情ではどこが違うのかということをご説明してください。</p>
教育推進課長	<p>まず、前文については、このたび文科省の通知文のものが引用されております。それから記書きでございます。記書きの1・2・3につきましては、3月に同様の陳情が出された際のものとはほぼ同じ内容でございます。今回4番がございませんが、5番・6番については新たな内容となっております。</p>
上 野 委 員	<p>わかりました。</p>
古 巻 委 員	<p>前回、たしか3番の傍聴についてはこの映像中継はしないでしたよね、たしか。どうなんですか。</p>

教育推進課長	<p>前回の陳情の際にもご審議をいただきましたけれども、私どもの教育委員会の傍聴の規則の中で、特にその定員等は記載しておりますが、これを超えてその映像で中継をすとかそういったことはしないというような議論を前回していただいております。</p>
古 巻 委 員	<p>わかりました。結局、教育委員会のその規定どおりに教科書採択も扱うという、そういうことですね。</p>
教育推進課長	<p>教育委員会は、教育委員会会議規則でこの会議の運営について定めがございます。その中で、傍聴人については別に定めるということで、江戸川区の教育委員会傍聴人規則というものを定めまして、その中で定員ですとかそういったことも決めさせていただいて、それで運営をしていっているということでございますので。</p>
松 原 委 員	<p>確認なんですけれども、特別の教科道徳として教科化されたわけなんですけれども、学校の使用する教科書を採択するとともに評価を行うということで聞いているんですけれども、どのようなことでしょうか。</p>
市川指導室長	<p>評価についてですが、これは道徳に限ったことではないですけれども、基本的な考え方として、評価というのは学校が教育活動をした場合、子どもたちの実態、例えば指導したことがちゃんと理解できたのかとか、実際子どもたちの学習が定着しているのかとか、教育活動については当然いろいろなところで評価をしなければならないというのが学校教育というふうに捉えています。その中で、当然、国語・算数だとかいろいろな教科でそれぞれの目標とかねらいに達成したかどうかという評価をするんですが、学習指導要領にこれは記載されているんですが、道徳についてはその評価を行う際に具体的に1とか2とかそういった5段階とかの数値などによる評価は行わないというふうに規定されています。じゃあ、どうするのかと言いますと、実際に子どもたちの学習状況とか、あと道徳性について、例えば以前よりも広い視点で物事を考えられるようになったとか、そういった形で成長の様子を具体的に言葉で記述していくというふうにされております。</p> <p>以上です。</p>
松 原 委 員	<p>よくわかりました。そうしますと、道徳の評価については、国語や数学、社会のように、5・4とかそういった数字をつけたり、観点別評価のほうは</p>

市川指導室長	<p>今A・B・Cで先生方つくっていますけど、そういうことではなくて、子どもたち、生徒の学習状況とか道徳性、このことに関して成長している様子を言葉で評価していくというような形ということで認識してよろしいのですね。それが1点と。</p> <p>関連してなんですけど、生徒が自己評価といいましょうか、いわゆる振り返りをするということについての何か決まりというものがあるんでしょうか。</p> <p>確認の点について、例えば5・4・3・2・1の数値を用いるとかA・B・Cのような文字を用いるということは、道徳では評価に用いないということでこれは規定されているところがございます。生徒の自己評価についてなんですけれども、こちらは、学習指導要領上、特に規定はありません。しかしながら、これは道徳に限ったことではなくて、学習指導要領全般を網羅する総則というのがあるんですが、学習指導要領の総則の中では、生徒が自分たちの学習について見通しを持ったりとか、あと、実際に自分たちが勉強したこと、学習したことを振り返ったりする活動を積極的にというか計画的に取り組むように工夫するというふうに、これは規定されていることなんです。ですから、教員のほうとしては、子どもたちと振り返ったりする活動はもう積極的に取り入れる必要があるというふうに読み取ることができます。</p>
松原委員	<p>ありがとうございます。よくわかりました。</p> <p>生徒の振り返りをする事なんですけど、自分のよい点とか可能性に気づくこととか深く学んでいくということで、振り返りを必要なものということではよろしいんでしょうか。</p>
指導室長	<p>おっしゃるとおりでございます。</p>
松原委員	<p>ありがとうございます。</p>
石井委員	<p>記書きの5番についてお伺いしたいんですが、「『考える道徳』、『議論する道徳』の教材としてふさわしい教科書を採択すること」とございます。これで教科書についての記載があるわけなんですけど、これについては何か規定等ありますでしょうか。</p>
指導室長	<p>教科書そのものの前に、まず教材についての規定をちょっとご紹介したいなというふうに思います。学習指導要領に教材についての既定がございます</p>

	<p>て、これは教育基本法であるとか学校教育法等の法令に従い適切に判断されるものを使うというふうに規定されているところでございます。例えば、これ具体的に例示があるんですけども、一つとしては「生徒の発達の段階に即し、ねらいを達成するのにふさわしいもの」であることとか、あと「人間尊重の精神にかなうものであって、悩みや学校等の試みで人間関係の理解等の課題を含め、生徒が深く考えることができ、人間としてよりよく生きる喜びや勇気を与えられるものであること」、あとさらには「多様な見方や考え方のできる事柄を取り扱う場面には、特定の見方や考え方に偏った取り扱いがなされていないものであること」といった形で示されています。これは教材についての規定なんですけど、実際に教科書については、今、ご紹介したさまざまなこの教材の条件を全て満たしたものであるというのが教科書になりますので、ですから、直接、教科書についてというふうに学習指導要領に規定しているわけではないんですけど、教材についてのところを読んでいただくと当然こういったこともクリアしているのが教科書というふうにご理解いただけるかなというふうに思います。</p> <p>以上です。</p>
石井委員	<p>よくわかりました。</p> <p>今回、8社の道徳の教科書見本を見せていただいておりますけれども、どの会社の教科書も、当然、文部科学省の検定は通っているわけですよ。</p>
指導室長	<p>おっしゃるとおりでございます。先ほどお話ししたように、学習指導要領等の規定に基づいてこの教科書というのはいわゆる民間で著作・編集されたものでございまして、当然、国が設定しています教科用図書検定調査審議会というのがあるんですけど、そこが専門的・学術的な審議を十分行った上で、その結果に基づき文部科学大臣が審査するわけです。ですから、そういった審査に合格したもののみが教科書として使用可能になる、つまり委員の皆様にごらんいただく教科書の見本となるわけでございます。当然、これについては繰り返しになりますけれども、学習指導要領のように規定されている条件を全て満たしたものであるというのがこの教科書になりますので、そのあたりご理解いただきたいというふうに思います。江戸川区教育委員会としては、本区が定めます教科用図書採択要綱というのがございます、それにのっとって公正かつ適正に教科書採択を行っていただくという流れになります。</p> <p>以上です。</p>

上野委員	<p>また昨年のことになりますが、小学校の全ての道徳の教科書の採択に当たったわけですね。それに当たって、我々は全ての教科書を精読いたしました。当然のことかもしれませんが。その後、選定資料検討委員会からの報告書や各学校の先生方からの調査研究報告書、それから教科書の展示会において出されておる区民の皆様方から寄せられた意見、こういうものを十分に参考にさせていただいた上で、私の場合は自分の意見を明確にして評価したと思います。その結果、教育委員会で教科書の採択をした、こういう経過がありますね。</p>
教育長	<p>ほかはよろしいですか。</p>
古巻委員	<p>今のに関連してなんですけど、この教科書の採択というのは、ご承知のように、教育委員に課せられた大きな仕事のひとつだというふうに私は常々思っておりますけれども、今回のような陳情書等にはいろいろなご意見があると、それもさまざまな意見の一つとして、貴重なものとして受けとめていきたいというふうに私は思っています。昨年に引き続きまして、今年も襟を正しながらしっかり採択に臨んで、教育委員としての責任を果たしていきたいというふうに感じています。</p>
教育長	<p>よろしいですか。</p>
石井委員	<p>4月の陳情のときと、それから本日と両方におきまして、法的な根拠等々についてご説明をしていただきまして、私自身、当時も納得いたしましたし、今も納得してございます。陳情書に書かれておりますことは、実は既に十分に議論がなされていることというふうに感じます。よって、本陳情は不採択が適切であろうと感じております。</p>
松原委員	<p>私も、石井委員さんと同じように不採択と考えます。これまでも教育委員会の中で法にのっとった、それぞれの委員さんが主体的に、そしてまた忌憚のない意見を述べてこられたと思うんですね。したがって、今年もいずれの教科書も文部科学省の検定を通過しておりますので内容的には大きな問題はないと思います。今後、江戸川区の生徒にとってどうかを勘案して採択していければと考えています。</p> <p>以上です。</p>

教 育 長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>委員の皆さんの意見を総合いたしますと、本陳情は不採択ということによろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
教 育 長	<p>それでは、陳情第2号、2018年度中学校道徳教科書採択に関する陳情については、不採択といたします。</p> <p>続きまして、第29号議案、学校講義「能楽ことはじめ」開催に伴う教育委員会後援名義使用承認についてを議題といたします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
教育推進課長	<p>第29号議案、学校講義「能楽ことはじめ」開催に伴う教育委員会後援名義の使用承認についてでございます。申請書をまずごらんいただきたいと思います。申請団体、緑翔会、代表者の名前で申請をいただいています。</p> <p>行事名、学校講義「能楽ことはじめ」。事業目的ですが、江戸川区内への能楽普及を目的とする。実施時期は、平成30年9月27日（木）から11月27日（火）まで、4日間です。</p> <p>実施会場は、区立南小岩小学校、同じく区立の鹿骨小学校、下小岩第二小学校、大杉第二小学校でございます。</p> <p>事業規模ですが、児童第6学年、それから学校関係者及び保護者を対象といたしまして、経費徴収はなしということで行うということでございます。</p> <p>もう一枚、企画書をおつけしてございます。こちらに書かれております、日本の古典芸能は国内のみならず、海外に誇れる文化です。しかし実際に目にする機会は多くはありません。「能楽」は「長期に亘る継承」を評価され、「ユネスコ無形文化遺産」の認定を受けています。国際的にも稀な「650年に亘る歴史」に親しみを持つ事で、子どもたちの豊かな人間性を育む一役を担いますということです。</p> <p>計画でございますが、活きた教材として能楽師による口承伝承を通じ、次世代を担う子どもたちに日本文化に触れる機会を提供いたします。6学年社会科で触れる「室町文化」の体験機会として、PowerPointを使用した講義と実演、体験をします。これにより、期待出来る子どもたちへの効果として、社会科の反復授業を通して日本の歴史への関心を高める。能楽を軸に、日本文化の移り変わりを復習する。古典芸能を学芸会等で経験した演劇として身近に捉える。体験を交えて日本古来の芸能に親しみを持つ。体験講義を通し</p>

	<p>て、物の理解を喜べるようになるというものでございます。</p> <p>次に、概要をお示ししてございます。もう既に実はこの活動をこの方はされておりまして、そのときの写真がここに掲載されています。今、ねらい等もございましたけれども、下のほうの段、江戸川区立学校においてということで平成29年度はこちらの3校で、そして平成30年度もこちらの学校で既に実施しておりまして、今回、申請のありました今後の予定ということで後援名義の申請がなされたというものでございます。基本的には無償でこの活動をしていただいているということでございまして、この一番下に書いてございます能楽師シテ方観世流の方でございます。南小岩第二小学校の前PTA会長さんでございました。</p> <p>次には、この方の能楽師としてのプロフィールですとか主な活動歴を添付されております。</p> <p>この申請の団体名の緑翔会でございますが、これは公益財団法人の梅若会という会の筆頭としてこの方がこの能楽の普及活動の母体となるための集まりということで、任意団体であるということでありまして。そうした方の活動に対する、この行事に対する後援名義の申請ということになります。</p> <p>以上でございます。</p>
教 育 長	何か質問や意見などございますか。
上 野 委 員	この資料の中では、江戸川区での活動は平成28年からですか。
教育推進課長	平成28年からこの区内では活動を始められて、この会をつくられて話をされておりまして。まず図書館からスタートしまして、その後、29年からは各小学校で実施をされているということになります。
上 野 委 員	その今の活動に対して、皆さん方の反応というのはどうなんですか。
教育推進課長	実はこの方、2年間、PTA会長をやられたんですけども、やはり能楽のほうが忙しくて、今は離れております。南小岩第二小学校、平成29年度実施と書いてありますが、お子さんもそちらに通われていて、会長さんをおやめになってからこういう活動を始められたということでございまして、まだまだ希望の学校さんがこの後にもあるというふうにお聞きしております。これまでやってきたんですが、教育委員会の後援名義の使用については初めて今回申請されて、今のところ日程が決まっている学校についての申請でござ

松原委員	<p>ざいます。この後も続けていきたいというような希望があるというふうにお話を聞いています。</p> <p>基本的に、とてもすばらしいことだなというふうに考えております。図書館から始まって今年で3年という形になりまして、しかも謝礼金が基本無償ということなんですけど、中学校では例の日本のしらが3年ごとに1回回ってくるわけなんですけど、このいわゆる日本のしらべとこちらの古典芸能の兼ね合いというか、その辺で何か、うまくいけばいいと思うんですけど、何かありませんでしょうかね。</p>
教育推進課長	<p>日本のしらべは、楽器ですとかそういったことで皆さん幾つかの団体の中で一緒にやっていただいておりますので、この方、あくまでも能楽だけということで、シテ方ということでございますので、舞いのほうの専門ということで、楽器のほうはやってないということでお話を聞いております。小学校からスタートしたというのは、お子さんがまだ南小岩第二小学校にいらっしやって実はお子さんも能楽をやられている、舞いをやられているということでございます。小学校の社会科の勉強からすれば6年生から室町時代の勉強ということで、6年生が対象ということでスタートをしたというふうにお聞きしております、中学校ではまだ余りやった実績はないということでございます</p>
指導室長	<p>日本のしらべの場合は、中学校の音楽科の授業の中でこういった邦楽、日本の音楽について学習があります。ですから、その関係性が非常に強くて、実際にはほかの江戸川区以外の学校では例えばCDを聞くとかそういったところで学習しているところなんですけど、本区の場合は実際に演者さんたちが楽器を持ってきてくださってそこでいわゆる生演奏を聞けるとか、そういったところで非常に価値があるというふうに思います。</p> <p>今回申請いただいた能楽のこの講義に関しては、どちらかというところアプローチが社会科の室町文化を理解するときに、小学生、教科書とかにこの能とかが、お面とかが出てくるんですけども、実際にどんなものかイメージできずにそのまま学習が通過することが多いんですね。実際にこういうふうにご講義に来てくださって、お一人ではあるんですけど、ちょっと実際に能を見せていただくことで「あ、こういうものなのか」ということで社会科の理解が深まるという意味はあるかなというふうに思います。ですから、それぞれ中学校段階、小学校段階でこういったものに子どもたちが触れるというのは非</p>

	常に意義があるかなというふうに私は思います。 以上です。
松原委員	ありがとうございます。
上野委員	この事業名というところや行事名というところに学校講義「能楽ことはじめ」、これ使っていますね。一方、団体名は緑翔会になっているんですが、学校講義「能楽ことはじめ」というのは一つの固有名詞になるんですか。
教育推進課長	この申請に当たって、申請者のほうからこういった行事名での申請をいただいています。
上野委員	そうですか。わかりました。
石井委員	先ほどご説明いただいたんですけども、これは学校の講義、授業の一環ということでしょうか。それは社会科ということでしょうか。
指導室長	さようでございます。社会科の中で、室町文化とか、あと江戸時代でいえば元禄文化とかそれぞれ学習があるんですが、その中の室町文化の中にこの能楽というのが出てきますので、そのところに関連させて本来であれば教員が授業をするのですが、そこにゲストティーチャーとして来ていただくという考え方でこの方々にご指導いただくといったことになります。
石井委員	そうしますと、普通に考えますと、この方は学校が非常勤講師として雇うというのが筋なんじゃないかなと思うんですが、かといって、あとこの申請、ちょっと違和感を感じますのは、授業の一環であるというところで、授業というのは校長先生が最終的にその学校のことを把握しているというふうに考えますと、校長先生はちゃんとご理解されているのかな。変なことを申し上げますと、校長先生が知らぬ存ぜぬところで教育委員会が承認したというようになってしまうのは結構問題かなと思うんですけど、そこら辺はいかがでしょうか。
指導室長	こちらは、南小岩第二小学校がまずというところではあるんですけど、この近隣の学校、例えば鹿本小であるとか南小岩小という実際に実績があるんですけども、こちらについてはその学校間でこういう指導をこの方にし

	<p>ていただいたと、これはぜひ社会科の授業として有益だという話がちゃんと伝わった上でそれぞれの学校の校長がお願いしていただいていますので、ですから、きちんとこの講義の目的とか効果をしっかり理解した上でやっていただいているというふうに判断できますので、そのあたりは大丈夫です。</p>
石井委員	<p>わかりました。それと1ページ目の実施時期なんですが、今回は9月27日から11月27日まで4日間となっていますけど、3日ですよ。</p>
教育推進課長	<p>時間が午前・午後と、27日は1日の中での二枠ということで、日数については2日ということなんですけども、あえて訂正はせずにそのままお受けしてしまいました。</p>
石井委員	<p>なるほど。わかりました。</p>
古巻委員	<p>教育委員会の後援名義使用承認ということになりますと、かなりこの代表者の方に負荷がかかるというか、手が、今のところ学校4校ですが、江戸川区はご承知のように小・中合わせて100校を超えるわけなんですけども、そういうところから例えば依頼が来た場合の対応とか、松山さんご自身のご本職の動きもあるし、ですから、この教育委員会で単発的な後援で終わるのか、あるいは、幸いにして、先ほども指導室長がおっしゃったように、他区ではない本当に生のものが現実に見られるというか、本区にとっては、子どもたちにとっては大変素晴らしいことなので、私個人としては後援云々ということも確かに大事なことなんですけど、ボランティアでも何でもやっていただくのは大変素晴らしいことではないかなと思います。ただ、後援となるとかなり縛りがかかってくるんじゃないかなとかちょっといろいろなことを考えてしまうのですが、どうなんでしょう、その辺のところは。</p>
教育推進課長	<p>教育委員会の後援名義につきましては、今、委員さんおっしゃったように、この行事に対する後援名義ということになります。実は、今回のこの申請をいただいた方から例えば1年間通して後援名義をもらえるかというようなお問い合わせがあったんですが、その一つの行事に対する後援名義の申請という考え方ですので、今回、日程が決まっているもの、これについての申請をいただければどうでしょうかと。今回この申請をいただきまして承認をされますと、次回またこの後にもし日程が決まったときには、また申請をいただいたときには、次回からは報告事項として扱わせていただけるということも</p>

	<p>ございますので、引き続き続けられたいと、できれば71校全校でおやりになりたいという意向をお持ちの方でございますので、今回はこの日程が決まっている3日間4回分の申請をいただいたということでもあります。</p> <p>以上でございます。</p>
上野委員	<p>今後の予定では南小岩小学校、鹿骨小学校、下小岩第二小学校、大杉第二小学校、各学校が変わっていくわけですね。その学校でやるということなんですけども、これはその学校の生徒さんだけに講義するという形なのか、江戸川区内全部の学校に対して「ここでこういうことをやるから見に来たい方はいらっしゃってください」というような、そういう通知を出すのか。何か後援名義ということでいうと後者のような気がするんですがね、そこまで確認してないですか。</p>
教育推進課長	<p>先ほど来のお話にあったように授業の中でやっていただけると、そこにはその保護者の方もどうぞというような呼びかけもされているようです。</p>
上野委員	<p>保護者もね。</p>
教育推進課長	<p>ええ。保護者も一緒に、児童と一緒にということも周知されているというふうに聞いております。ですので、ご本人はボランティアといいますか、能楽の普及のためにという、その目的のためにおやりになってきたわけですがけれども、やはり学校で続けていく上で教育委員会の申請もさせていただきたいと、そういうようなお申し出で今回、申請を出されたという経緯がございます。</p>
松原委員	<p>とてもいいことなんですけど、例えば葛西地区とか遠いところからぜひという要請があったときに、教育委員会としては何か、交通費とかその辺の支援というか、そういったものは今あるんでしょうかね。地区限定ならいいんだけど。</p>
教育推進課長	<p>現実の中ではまだそういう申し出がないので、申し出があった段階で検討するというところで。</p>
古巻委員	<p>告知するんですか。要するに、小岩にこういう人がいますよということを他の小学校なりに。</p>

教育推進課長	<p>実は、来月の定例校長会でご本人からお声かけをさせていただきたいという申し出をいただいております。各学校さん、「どうぞ、こういうことを私やっておりますので、よろしければ手を挙げていただければ」という呼びかけをご本人がさせていただきたいという申し出も伺っています。</p>
石井委員	<p>能楽の人口、能楽を実際にやられている方って減少傾向にあるんですか、それとも増加傾向にあるんでしょうか。</p>
教育推進課長	<p>ちょっとはっきりわかりかねますけれども、実は、先日この方とお会いしてお話をさせていただきました。能楽とともに狂言というものも同じといたしますか、そういうものもあると。お互いに協力をし合って、能楽、それから狂言というものを普及するという活動は協会としてされているというふうに聞いております。今回の2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開会式や何かも、全体にプロデュースされている方、狂言の同じ世代の方なので、お話の中にも出てきましたけども、そういった普及活動というのは実際におやりになるという方針はあるというふうに聞いております。</p>
教 育 長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
教 育 長	<p>他になければ、第29号議案は原案のとおり決定いたします。</p> <p>続きまして、日程第3、教育関係事務報告に参ります。</p> <p>はじめに、「教育委員会後援名義の使用承認について」、報告をお願いします。</p>
教育推進課長	<p>教育推進課から、2点の後援名義の使用申請についてご報告を申し上げます。</p> <p>横判をごらんいただきたいんですが、1点目でございます。2018楽夢音ウインターコンサート。申請者は楽夢音の代表者。事業内容につきましては、演目構成を工夫し、児童・生徒が、親や祖父母世代と共に来場できる演奏会を開催すること。また、演奏に高校生も受け入れ、共に音楽活動を行うなど発表の場を提供することで、江戸川区の音楽教育の発展・向上に貢献するというものでございます。</p> <p>2回目の申請でございます。実施時期でございますが、平成30年12月</p>

16日(日)、14時から15時30分、総合文化センター小ホールにおきまして一般区民の方を対象に行います。

経費の徴収でございますが、演奏の参加費として6,000円ということで予定をされているということでございます。

1枚、企画書をおつけしてございます。ウィンターコンサートということでございますけれども、前回は5月20日に実施をするということで、スプリングコンサートで3月に申請をされたものでございます。その2回目ということでございまして、小松川高校のOBの方がやっているということでございます。

入場は無料ということになっていきますので、今回のウィンターコンサートのほかにもスプリングコンサート、それ以前にはオータムコンサートと活動されているようでございますが、申請としては今回、2回目ということになります。

出場予定が20名ということでございますけれども、演奏曲目がこちらにありますけれども、こういった曲目で予定をされているというふうに聞いております。12月16日の開催ということであります。

1点目は以上でございます。

2点目でございます。行事名、「江戸川区の歴史を学ぼう」、講演会及び考古学入門講座。申請者は、江戸川区歴史民俗史話会代表でございます。事業目的としては、郷土江戸川区の歴史を学ぶ機会を提供する、そして、2点目として、郷土史を研究する歴史愛好家の区民を養成する、区内から出土した土器に触れて学ぶ遺跡の学習と、後世の区民に残す江戸川区の遺跡の保存活動及び運動を行うというものでございます。

6回目の申請でございます。実施日時は、平成30年10月7日から31年1月20日まで、一般区民を対象に、グリーンパレス403外の会場で行われます。経費の徴収ですが、資料代として後援会で1,000円、そして入門講座で500円という徴収でございます。

実施要領を1枚おつけしてございます。この史話会自体は、私どもの文化財係で開催した講座を卒業された方が自主的に会をつくられて活動をされている方でございます。そのときに講師等を務められた、これは第3回目の「《江戸川のあけぼの》と上小岩遺跡」というタイトルのところがございます熊野さん、こちらは今もう江戸川区の文化財保護審議会の委員さんをおやりいただいている方がこの会に今もかかわっていただいているということでございました。毎年このように江戸川区の歴史を学ぼうということで、自主的にこうした講座を開かれているということでございます。

教 育 長	報告については2件、以上でございます。
上 野 委 員	何か質問、意見はございますか。
教育推進課長	二つ出ていますけど、最初のほうのコンサート、2回目、それから入門講座のほうでは6回目。これまで教育委員会の方で講演を聞きにいったことはあるんですか。
上 野 委 員	1件目の楽夢音については、行ったことないんですけど、「歴史を学ぼう」の会には私、何回か出席させていただいて、資料も購入させていただきました。勉強させていただきました。
上 野 委 員	端的に言ってどうですか、感想は。
教育推進課長	定員を超える方がお見えになりまして、たまたま私が行ったときは資料が足りなくなりまして、増し刷りをしてまたお出しを。やはり関心が高い、お呼びかけに集まって会の方じゃない方が参加されているというところを見せていただきました。
上 野 委 員	わかりました。
教 育 長	他になければ、ただいまの報告事項を了承いたします。 続いての報告案件ですが、「江戸川区立中学校における運動部活動の方針(案)」については政策形成過程にある案件であり、また「教職員の人事」については人事に関する案件であるため、江戸川区教育委員会会議規則第13号に定める秘密会により審議したいと思いますが、この発議に賛成の方は挙手をお願いします。
教 育 長	<p style="text-align: center;">〔賛成者挙手〕</p> <p>賛成多数と認めます。これにより、会議は秘密会となります。 傍聴の方は退出願います。なお、秘密会終了後の再入室は可能です。</p> <p style="text-align: center;">〔傍聴人退室〕 〔秘密会〕</p>

<p>教 育 長</p> <p>市川教育研究 所長</p>	<p style="text-align: center;">〔秘密会終了〕</p> <p>次に、「いじめ電話相談（平成30年7月分）」について、報告をお願いします。</p> <p>よろしく申し上げます。7月分のいじめ電話相談について、報告させていただきます。</p> <p>7月の月別相談件数のところをごらんいただきたいというふうに思います。件数は2件でございますが、括弧書きのところ、回数は3回でございます。こちらは、その下ごらんいただきたいんですが、学齢別・男女別件数のところをごらんいただくと、小5の女子児童については1件なんですが、中3の女子生徒については1件で2回、同じ内容で相談がありましたので、延べ回数は3回というふうになっています。</p> <p>相談の内訳ですけれども、これは小学校5年生、中学校3年生ともに、暴力、それから直接の言葉によるものというところが該当していますので、数字としては3、3となっています。実際に電話くださった方なんですが、この児童・生徒の母親から延べで3回、それから父親から1回ということになります。合計しますと4になるんですが、架電者に対してはですね、これは中学校3年生の女子生徒のほうの相談の1回目が母親と父親、途中でかわって両方がお話しされたということで、述べの人数は4人になっています。</p> <p>概要のみちょっとご紹介すると、まず小学校5年生女子児童のほうは、男子児童1名から暴言を言われたり、あと殴られそうになる、実際、本人は殴られていないと言っているんですが、殴られそうになるというようなことがあったと。これはほかの女子児童も被害に遭っているということで、早めに対応してほしいといったご相談でした。</p> <p>それから、この件に関してはご要望がありましたので、その後、指導室に情報提供して実際に学校が対応しています。被害者側、加害者側の双方の保護者を学校が呼んで話し合いを行って、謝罪等が行われて、今のところは一定の解決といった流れになっています。</p> <p>それからもう一件、中学校3年生の女子生徒のほうなんですが、こちらは女子生徒1名に足をかけられ転ばされるといったこと、あとそれから、それについてそういった事実が発覚して教員に情報が伝わると、ほかの女子生徒がこの生徒に対して「調子に乗るな」というような言葉をかけたそうなんです。そういったことから、暴力と言葉、直接言うということでもとに該当し</p>
-----------------------------------	--

	<p>ます。</p> <p>その後なんですけれど、学校は生徒同士での謝罪の場等を設けたんですが、ただ、この父親が学校に問い合わせをするまでに学校から保護者にこういった対応をしていますといったちょっと説明がなかったんですね。そのあたりでこの保護者の方がご立腹で、こういった相談の電話があったというところなんです。結局、学校の対応がこれで終わりになるのではないかというような不信感を持ったということで、研究所のほうに電話をしてきたということでございます。研究所のほうからは指導室に情報提供して、指導室から学校のほうへ聞き取りや指導をしているところでございます。</p> <p>2回目の電話もその5日後にかけていただきまして、先週電話したんですけどもなかなか状況が変わっていないのでそのことを改めて学校に伝えてほしいというご要望でした。ですので、こちらについても指導室から学校のほうに連絡をして、その後の経過等の情報把握をしたところです。実際には、学校はこの当該の女子生徒から十分話を聞いたりとかいろいろな配慮をして今も対応しているところでして、なかなか生徒同士の関係というのは簡単に修復しないようなんですけれども、学校は十分配慮しながら今後も対応していくといったようなことで報告を受けているところでございます。</p> <p>概要は以上でございます。</p>
教 育 長	この件について何か質問や意見はございますか。
松 原 委 員	中3の女子なんですけど、いわゆるLINE、SNSですね、そちらのやりとりはなかったんでしょうか。
教育研究所長	この件に関しては、この直接的なものだけです。例えばこの当該生徒が歩いているところに足を出して転ばすとか、そういったこととか、あとは、結局、いわゆる加害者側は足をかけて転ばせた子と、あとは調子に乗るなどといった子と、あと本人と、女子生徒3人の関係ですね。そこに関しては、学校からもそうですし、保護者からの訴えもSNSがそこに関係しているという話は今のところありません。
石 井 委 員	同じく中3の女の子についてお聞きしたいんですけども、2回目の電話というのはちなみに7月の何日ぐらいなんでしょうか。
教育研究所長	1回目が7月5日、2回目が7月10日でございます。

石井委員	<p>ありがとうございます。ということは、10日ですと、まだその後、1学期しばらくあったということで、多少は状況は改善されていたということでしょうか。</p>
教育研究所長	<p>そうですね。特にその後、大きな問題というのは発生してないというふうに聞いていますが、ただ、じゃあ謝ったからといってすぐに仲よくなっていうふうには、そういう報告は今のところないですね。なかなか難しいところかなというふうに思っています。</p>
上野委員	<p>足をかけたというのは、これ自体が暴行的ですよ。そこに至るまで、当該女子生徒のほうはいろいろ何かいじめ的な行為が続いていたのかどうかですよ。たまたまそういうことをしていない人間だからおもしろがってばつと足をかけたのか、それは明らかになっていない。</p>
教育研究所	<p>実は、この生徒たちは小学校のときからどうも引きずっているみたいです。どうも謝る謝らないというところで学校が間をもって和解に持っていこうとすると、結局、加害者側の子たちは小学校のときにこういうことをされたとか、そういったことをやっぱり話に出すらしいんですね。ですから、そういったうまくいかないとか何かあるとトラブルになるというような関係がそのままずっと小学校から中学校に残っているというような状況のようです。</p>
教育長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
教育長	<p>他になければ、ただいまの報告事項を了承いたします。</p> <p>以上をもちまして、平成30年第15回教育委員会定例会を終了いたします。</p> <p>閉会時刻 午後4時05分</p>